

令和4年版 飼料用米に取組む生産者の皆様へ

東北農政局福島県拠点

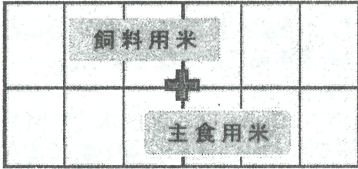
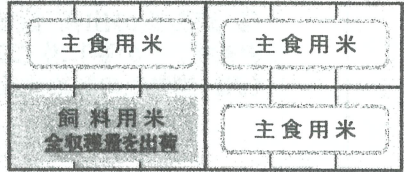
◇ 飼料用米に取り組む場合は、あらかじめ集荷業者や畜産農家等と出荷・販売契約等を締結したうえで、生産年の6月30日までに、「取組計画申請書等」を東北農政局へ提出し、認定を受ける必要があります。

なお、期限を過ぎて提出された場合は、交付金の対象になりませんのでご注意ください。

◇ 飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷、販売はできません。主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、適切な出荷・流通を行って下さい。

飼料用米の取組

飼料用米においては、次の「一括管理方式」又は、「区分管理方式」のいずれかの方式を選択し取り組むこととなります。

	一括管理方式	区分管理方式
ほ場管理	<p>◎ 主食用米等と乾燥・調製を区分せず、水稻生産ほ場の収穫量の中から当初の契約数量を出荷。(作柄変動による調整が可能。)</p> 	<p>◎ 飼料用米として生産するほ場をあらかじめ特定し、そのほ場から生産される全収穫量(ふるい下米含む。)を出荷。</p> <p>◎ 主食用米等と明確に区分するため、主食用米等との乾燥、調製等を区分して行うことが必要。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「区分管理計画書」の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者氏名、住所、電話 ・区分管理の種類、内容 ・取組ほ場の地番、面積 </div> 
取組要件	<p>◎ 右記以外の取り組み。</p> <p>【出荷・販売契約書】の締結 (一括・区分管理共通)</p> <p>集荷業者と出荷契約を締結する農業者の場合は、出荷契約書に「適正出荷に関する誓約事項」の内容を明記する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分し、出荷します。 飼料用・米粉用以外の用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用・米粉用米として出荷しません。 取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。 </div>	<p>◎ 次の①～③のいずれかに該当する場合は、区分管理方式を選択することができます。</p> <p>① 多収品種に取り組む場合 [多収品種: 国の認定品種(21品種)] いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、垂細垂のかおり [福島県知事の申請により認められた品種(2品種)] アキヒカリ、たちすがた</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【注】多収品種の種子を自家採種した場合は、自家採種する以前に、種子を購入した際の購入伝票(写)や増殖実績を記した書類等を提出して下さい。</p> <p>※登録品種の自家採種は、育成権者にご確認下さい。</p> </div> <p>② 主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付け、主食用米(保有米を含む。)と明確に区分して生産、収穫、乾燥、調製を行い出荷する場合</p> <p>③ 主食用米として出荷する品種と同一の品種について、生産段階で主食用米の生産と差異をつける次のいずれかの取り組みを実施した場合</p> <p>ア 多収に向けた技術や生産資材を用いる場合 イ 省力栽培を行う場合 ウ 生産性ないし収量の低いほ場で取り組む場合 エ その他(具体的内容)</p>
当初契約数量	<p>◎ 販売予定数量が当初契約数量となります。</p> <p>◎ 契約数量は、原則30kg単位で契約します。(ただし、バラ契約の場合等を除く。)</p>	<p>◎ 取組ほ場の合計面積に市町村等が定める合理的な単収を掛けて、契約数量を求めます。(1kg単位の契約数量(小数点以下、切り上げ))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>《例》A市(A市の合理的な単収 531kg/10a)の農業者が、次の3枚のほ場を飼料用米の区分管理で取り組む場合 【A市字1番地(2,000㎡)、2番地(1,535㎡)、3番地(987㎡)】 (2,000㎡+1,535㎡+987㎡)×0.531=2,401.182kg 小数点以下の端数は切り上げ処理 → 2,402kg(契約数量)</p> </div>

一括管理方式

区分管理方式

生産予定面積

◎ 出荷契約数量の合計を、地域の合理的な単収で除して、生産予定面積を算出。

《例》 A市(A市の合理的な単収531kg/10a)の農業者が、2,400kgを出荷契約数量とする場合
 $2400 \div 0.531 = 4519.7740 \dots \dots 4,519\text{m}^2$ 又は $4,520\text{m}^2$
 ※ 小数点以下端数の処理は、市町村協議会の定めた方法(切り捨て・切り上げ・四捨五入)により処理します。

◎ 飼料用米の生産ほ場面積の合計を生産予定面積として算出。

※ 営農計画書の作付予定面積と一致。

出荷・販売数量(収穫後)

◎ 当初の契約数量が出荷・販売数量となりますが、作柄変動が生じた場合は、次のいずれかの方法により出荷・販売数量を任意で変更できます。

- ① 変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて変更。
 - ② 主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更(全収穫量が把握できる関係書類等の提出が必要)
 - ③ 自然災害等により減収した場合の変更(農作物共済の損害高等により減収量の確認が必要)
- ※ ②及び③の場合は、あらかじめ東北農政局との協議が必要

◎ 飼料用米として認定されたほ場から収穫されたものすべて(全収穫量)が出荷・販売数量となります。

【不適正流通の防止】

- ① 飼料用米として認定されたほ場以外のほ場から収穫された米穀を、飼料用米として出荷・販売することはできません。
 - ② 飼料用米として認定されたほ場から収穫された米穀を、飼料用米以外の用途に出荷・販売することはできません。
- ⇒ 経営所得安定対策等に係る交付金の返還措置など

◎ 変更後の出荷・販売数量を(30kg単位で出荷・販売する場合は)30kg換算個に調整することができます。その際に生じる端数は、切り捨て又は、切り上げを任意で整理することになります。

《例》 調整後の契約数量が「2,413kg」の場合 ⇒ $2,413\text{kg} \div 30\text{kg} = 80\text{袋と}13\text{kg}$
 端数13kgを ① 切り捨て …… 端数の13kgを切り捨てて、80袋(2,400kg)で出荷・販売
 又は ② 切り上げ により整理 …… 端数の13kgを切り上げて、81袋(2,430kg)で出荷・販売

ふるい下米の取扱い

◎ 生産予定面積からの発生相当数量のふるい下米を飼料用米として出荷することは可能。

◎ 飼料用米として認定されたほ場から収穫されたふるい下米を含むすべてを飼料用米として出荷。

※ 1.85mmや1.90mmなどのふるい下米等も飼料用米として出荷が必要です。

【注】 飼料用米以外の用途の米から、ふるい下米等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用米として出荷することはできません。(ふるい下米等の発生量と販売状況を記帳しておく必要があります。)

捨てづくり防止

◎ 地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って十分な収量が得られるよう生産することが原則です。

交付対象の数量・面積から算出された10a当たりの収量が、標準単収値(市町村ごと)から150kg/10aを減じた値に満たない場合は、「理由書」「栽培管理日誌」及び「圃場の写真」等の提出により、交付金の支払を判定します。
 ※ 生もみを利用する飼料用米にあっては、出荷数量が当初契約数量の8割未満となった場合になります。

農産物検査等

- ◎ 【水田活用の直接支払交付金】の交付を受けるには、農産物検査の受検のほか、農産物検査によらない数量等の確認が必要です。
- ◎ 農産物検査の規格は、「飼料用米の検査規格」(下表参照)が適用されます。

品位	等級区分		合格		
	最高限度	水分	14.5%	15.0%	
被害粒		25%			
異種穀粒		麦	1%	もみ	3%
		五米及びまを除いたもの	1%	ま	1%
異物	2%		1%		
規格外	合格の品位に適合しないもみ及び五米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの				

※ 主食用米の検査規格とは異なります。
 ※ 水分の最高限度は、当分の間、左表の数値に1.0%を加算したものとします。

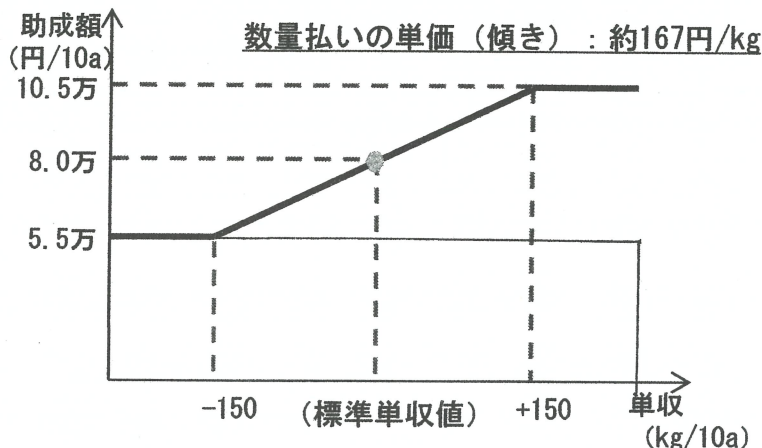
農産物検査によらない場合は、
 ・試料の抽出及び採取
 ・数量の確認
 ・電子水分計による水分の確認
 ・被害粒、異種穀粒、異物の確認(写真撮影5年間保管)
 等の具体的な手法により確認を行う必要があります。

一括管理方式

区分管理方式

◎ 戦略作物助成

対象作物	交付単価
飼料用米	収量に応じ10aあたり 55,000円～105,000円



- 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法により助成対象数量が確認できることを条件とします。
- 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平均収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

交付金

【一括管理】

農業者等の判断により、当年産の作柄変動に応じ算出した数量と当初の出荷契約数量との間の任意の数量に、出荷契約数量を変更することが出来ますが、交付単価は8万円にならない場合があります。

(出荷契約数量を変更しても交付金単価が8万円にならない場合の例)

当初の出荷契約数量	40,020kg
地域の合理的な単収	542kg/10a
生産面積（小数点以下切捨ての協議会の場合）	73,837㎡
作柄表示地帯の単収（ふるい目1.7mm以上）	537kg/10a
作柄表示地帯の平均単収（ふるい目1.7mm以上）	531kg/10a

【区分管理】

当該ほ場からの全収穫量が（変更後）出荷契約数量となり、この数量から交付単価を算出します。

【当年産の作付変動に応じ

変更出来る数量】

$$\text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{作付表示地帯の単収}}{\text{作付表示地帯の平均単収}}$$

【当年産の作柄変動に応じ変更出来る数量】

$40,020 \times 537 / 531 = 40,472 \dots \rightarrow 40,473$ （小数点以下の処理は取組主体で統一）
 $40,473\text{kg}$ を30kg単位に調整（30kg単位で出荷・販売する場合） $\rightarrow 40,500\text{kg}$ （1,350袋）

【変更後出荷契約数量の単収】

$40,500\text{kg} / 73,837\text{㎡} = 548.50 \dots \text{kg}$

【標準単収値】

$542\text{kg} \times 537 / 531 \doteq 549\text{kg}$ （小数点以下切上げ）

交付単価計算式	交付単価
$8\text{万円} + (40,500\text{kg} \div (738.37\text{a} \div 10) - 549\text{kg}) \times (2.57\text{万円} / 150\text{kg})$	79,917円/10a

◎ 産地交付金

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米	複数年契約(R2・R3からの継続分のみ)	6,000円/10a

(予算の関係から単価が調整される場合があります)

水田活用の直接支払交付金の交付を受けるには、毎年度、「経営所得安定対策等」への交付申請が必要です。
 また、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」(様式第11号-1)を交付金の支払い前までに作成し、確認書類等(飼料用米の出荷・販売に関する書類及び交付要件に係る確認書類等)の提出が必要です。